

船舶事故調査報告書

平成28年10月27日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄司邦昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根本美奈

事故種類	衝突（灯浮標）
発生日時	平成28年5月25日 19時50分ごろ
発生場所	山口県徳山下松港内 徳山下松港地ノ筏灯台から真方位102°590m付近 （概位 北緯34°02.9′ 東経131°47.4′）
事故の概要	遊漁船真陽丸は、徳山湾内を北東進中、灯浮標に衝突した。 真陽丸は、船長及び釣り客3人が負傷し、船首部に亀裂等を生じ、 また、灯浮標は、標体に凹損等を生じた。
事故調査の経過	平成28年6月17日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	遊漁船 真陽丸、5トン未満 291-31279山口、個人所有 8.05m (Lr) × 1.98m × 0.68m、FRP ディーゼル機関、86.05kW、平成3年6月
乗組員等に関する情報	船長 男性 30歳 一級小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成25年8月2日 免許証交付日 平成26年7月17日 （平成31年7月16日まで有効）
死傷者等	軽傷 4人（船長及び釣り客3人）
損傷	本船 船首部に亀裂及び擦過傷 灯浮標 標体に凹損及び擦過傷
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、釣り客3人を乗せ、平成28年5月25日19時20分ごろ遊漁を終え、徳山下松港の定係地に向けて山口県防府市野島北方沖を発進した。 船長は、山口県周南市洲島を左舷に見て通過したのち、針路を定係地に向く真方位約029°に定めて約16ノットの対地速力で手動操舵により航行した。 船長は、操舵区画の右舷側にある操縦席に腰を掛け、周囲に船舶を

	<p>見掛けなかったので左手で携帯電話の操作を始め、右手でオーニング用支柱を握って両手を舵輪から離れた姿勢で、時々、周囲の見張りを行って針路を修正していた。</p> <p>船長は、徳山下松港の富田航路第17号灯浮標（以下「17号灯浮標」という。）の約800m手前で17号灯浮標の灯火が針路の右側に見えたので、同じ姿勢で徳山湾内を航行した。</p> <p>本船は、船長が、ふと前方を見たところ、正船首至近に17号灯浮標を認めたものの、どうすることもできず、19時50分ごろ17号灯浮標と衝突した。</p> <p>本船は、船長が、釣り客の1人が左目まぶたから出血しているのを認めて119番通報を行ったのち、船体の損傷状況を確認し、自力で航行して徳山下松港の定係地に戻った。</p> <p>左目まぶたから出血した釣り客1人は、救急車で病院に搬送され、約3週間の通院加療を要する左第4肋骨亀裂骨折及び症状固定まで約半年間見込まれる左眼窩上神経損傷等と診断され、ほかの釣り客2人及び船長は、後刻、病院に行き、釣り客2人が頸椎捻挫、左肩打撲等と、船長が約2週間の加療を要する右第5中手骨亀裂骨折とそれぞれ診断された。</p> <p>（付図1 事故発生経過概略図、写真1 本船の損傷状況 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長は、釣り場にいるとき、携帯電話の通話状態が悪くなっていることに気付き、以前、同じ状態が起きた際、携帯電話の再起動を行ったところ、正常な通話状態に戻ったことがあり、本事故当時も同じ操作を行おうと考えていた。</p> <p>船長は、ふだん帰航する際、17号灯浮標を右舷側に約30m離して航行するようにしていた。</p> <p>本船は、船体ほぼ中央部に操舵区画が設けられ、同区画から後部甲板にかけてオーニングが展張されていたが、後部甲板にはハンドレール等がなく、舷縁以外につかまるところがなかった。</p> <p>釣り客3人は、後部甲板上にそれぞれ持参した釣り道具箱を置き、その上に船首方を向いて腰を掛けていたので、衝突時、身体を支えることができず、衝撃で前方に投げ出された。</p> <p>船長及び釣り客3人は、全員救命胴衣を着用していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、徳山湾内を北東進中、船長が、携帯電話の操作に気を取られ、前方の見張りを適切に行っていなかったことから、17号灯浮標に向かう態勢となって航行していることに気付かず、17号灯浮標に衝突したものと考えられる。</p>

	<p>船長は、17号灯浮標の約800m手前で17号灯浮標の灯火を見たとき、同灯火が針路の右側に見えたことから、携帯電話の操作を行っていたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が、徳山湾内を北東進中、船長が、携帯電話の操作に気を取られ、前方の見張りを適切に行っていなかったため、17号灯浮標に向かう態勢となって航行していることに気付かず、17号灯浮標に衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・操船中は、常時適切な見張りを行うこと。

付図1 事故発生経過概略図

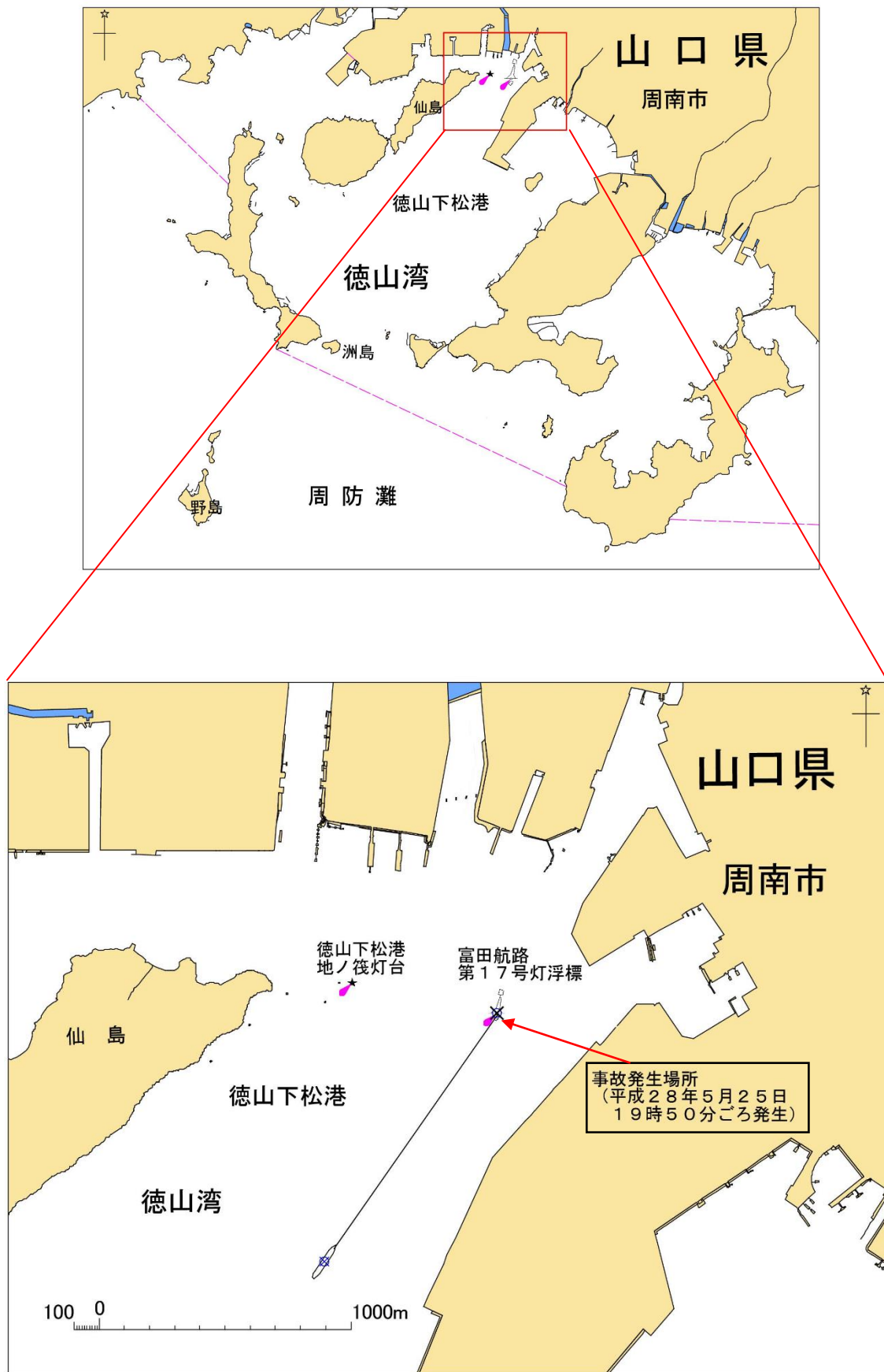


写真1 本船の損傷状況



損傷箇所